令和2年7月30日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて（続報）**

　この度の「令和2年7月3日からの大雨による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。7月28日付にて下記の⑨の地域が適用となりました。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険証険・届出印鑑等の紛失に対する対応について**

申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど、可能な限り便宜措置を図ります。

**２．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**３．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**４．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①適用地域 熊本県　（適用日7月4日）

　　　八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、

球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村

球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

　　②適用地域 鹿児島県　（適用日7月4日）

　　　阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曽於市、志布志市

　　③適用地域 福岡県　（適用日7月6日）

　　　大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

　　④適用地域 佐賀県　（適用日7月6日）

　　　鹿島市

　　⑤適用地域 大分県　（適用日7月6日）

　　　日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

　　⑥適用地域 長野県　（適用日7月8日）

　　　松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡下

条村、下伊那郡阿智村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽村、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町

　　⑦適用地域 岐阜県　（適用日7月8日）

　　　高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

　　⑧適用地域 島根県　（適用日7月13日）

　　　江津市

**⑨適用地域 山形県　（適用日7月28日）**

**山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町・中山町、西村山郡河北町・西川町・朝日町・大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村、**

**東置賜郡高畠町・川西町、西置賜郡小国町・白鷹町・飯豊町、東田川郡三川町・庄内町**

以上

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**